

令和8年度斑鳩町創業支援事業補助金 実施要項

1. 事業目的

観光振興や地域経済の発展と雇用の促進をはかるため、斑鳩町内において創業または新規事業所の開設を行おうとする個人または法人に対し、予算の範囲内で斑鳩町創業支援事業補助金を交付する。

2. 募集期間

令和8年5月7日（木）～令和8年6月5日（金）

※申請者多数により、募集件数を上回った場合は、優先要件にもとづき、補助対象者を決定します。

※優先要件により、同条件となった場合は抽選とします。

抽選の有無については別途お知らせします。

※募集期間内に予算額に満たない場合は、再募集する可能性があります。なお、その際の補助の限度額は、予算残額により変更となる場合があります。

3. 申請方法（下記①または②のどちらかにて申請をしてください。）

①募集期間内に斑鳩町創業支援事業補助金交付申請書及び関係書類を添えて斑鳩町地域振興課へ提出してください。

<提出書類>

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第2号）
- ・ 認定連携創業支援事業者による支援確認書（様式第3号）
- ・ 補助対象経費の内容が確認できる見積書等の書類
※工事請負契約を締結するものに関しては3社以上の見積書が必要です。
- ・ 事業実施位置図
- ・ 図面（配置図、平面図及び立面図を含む）
- ・ 前年又は前事業年度の収入等がわかる書類
- ・ 市町村税の滞納がない旨の証明書
- ・ 許認可を証する書類の写し又は届出書の写し
- ・ 誓約書（様式第4号）
- ・ その他町長が必要と認める書類

②募集期間内に斑鳩町電子申請フォームにて、必要事項の入力及び関係書類をアップロードしてください。

<アップロードが必要な書類>

- ・ 事業計画書
※上記①の様式第2号とは別のものであることに注意してください。

- ・補助対象経費の内容が確認できる見積書等の書類
※工事請負契約を締結するものに関しては3社以上の見積書が必要です。
- ・事業実施位置図
- ・図面（配置図、平面図及び立面図を含む）
- ・前年又は前事業年度の収入等がわかる書類
- ・市町村税の滞納がない旨の証明書
- ・許認可を証する書類の写し又は届出書の写し
- ・その他町長が必要と認める書類

※上記①または②のどちらの場合であっても、必ず事前相談をお願いいたします。

4. 補助対象者

- ・斑鳩町内において創業事業を行おうとする者であること。
- ・創業事業を実施する場所において、当該事業を5年以上継続し、年間200日以上営業する意志を持つ者であること。
- ・本町の創業支援窓口を利用し、認定連携創業支援事業者による事業計画書の確認を受けている者であること。
- ・許認可又は届出を必要とする業種の創業事業にあつては、許認可を受けた（受ける見込みも含む。）、又は届出を行った（行う見込みも含む。）者であること。
- ・地域住民と融和を図るとともに、地域振興及び経済の発展に努める意志を持つ者であること。

5. 補助対象経費

- ・補助対象事業所の新設に伴う改修等に係る費用（不動産購入費及び仮設店舗等設置費を除く。）
- ・設備及び備品購入費（中古品購入費、車両購入費及び汎用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の購入費を除く。）
- ・補助事業の実施に必要な広告宣伝費
- ・事業計画書に基づく事業を開始した日の属する月の翌月（当該日が月の初日であるときは、その月）から起算して12月間に係る補助対象事業所に係る賃借料（共益費及び駐車場使用料等は除き、1月につき、重点創業促進事業の場合にあつては10万円、それ以外の創業事業の場合にあつては2万円を上限とする。）

6. 補助金額

＜重点創業促進事業＞ ※別図参照

- ・法隆寺周辺地区特別用途地区
最大250万円補助（補助率1／2以内）、募集件数：1件
- ・法隆寺からJR法隆寺駅までの沿道周辺地区

最大100万円補助（補助率1/2以内）、募集件数：1件

※重点創業促進事業の対象となる事業については<参考>をご確認ください。

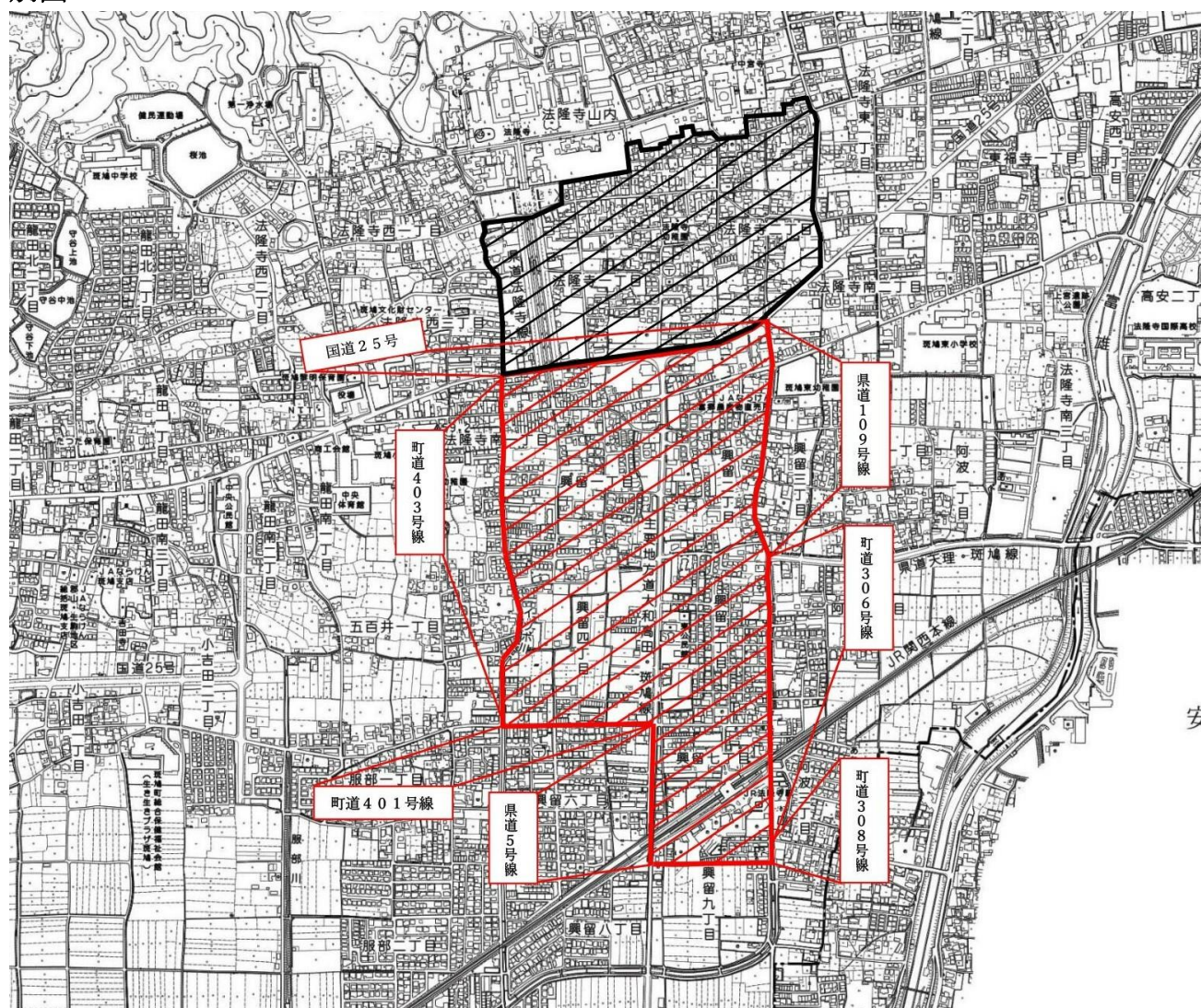
<その他>


- ・上記の重点創業促進事業以外の創業・新規事業所の開設
最大25万円補助（補助率1/2以内）、募集件数：2件

7. 注意事項

- ・申請を希望する人は、必ず事前にご相談ください。（対象となるか確認を行います）
- ・申請より前に着工や創業・新規事業所の開設を行った場合は、申請できません。

別図



 法隆寺周辺地区特別用途地区

 法隆寺からJR法隆寺駅までの沿道周辺地区(当該区域外にあっても、境界線(道路に限る)に接する土地を含む。)

<参考>

区分	<重点創業促進事業> (別図参照)		<左記以外>
対象地域	法隆寺周辺地区特別用途地区	法隆寺からJR法隆寺駅までの沿道周辺地区	町内全域
業種	①物品販売業（観光に資すると認められるものに限る。） ②飲食業 ③自家販売のための食品製造業 ④美術品又は工芸品の製作業又は展示販売業 ⑤ホテル又は旅館業 ⑥その他観光振興に資する用途で行う事業であると町長が認める業種		全業種 ※フランチャイズ契約やチェーンストア等の契約に基づく事業は不可
補助対象経費	①事業所の新設に伴う改修等に係る費用 ②設備および備品購入費 ③補助事業の実施に必要な広告宣伝費 ④事業所に係る賃借料（事業開始後12ヶ月分） ※④については、重点創業促進事業は1か月あたり10万円（12か月で120万円）、それ以外の場合は1か月あたり2万円（12か月で24万円）を上限とします。 ※①～④のいずれも諸条件あり。		
補助額の計算	○次のアとイの合計額 ア 補助対象経費①～③ 予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内の額 イ 補助対象経費④ 予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内の額 （※アで算出した補助金額が上限となります。）		